

平成30年 9月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 平成30年9月20日(木) 午前8時57分～9時44分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1番	木下	得代	2番	大原	眞路(会長職務代理)
3番	三木	洋一	4番	川田	一博
5番	吉田	宏明	6番	山下	恭生
7番	松下	良夫	9番	岡野	孝文
10番	村井	孝彦	11番	中村	康男(会長)
12番	藤本	俊彦	13番	宮本	賢一
14番	猪熊	幸雄	15番	國重	幸代
16番	穴吹	秀雄	17番	梶野	和幸
18番	大西	和男			

欠席委員

8番 井上 賀博

傍聴推進委員

6番	中西	格	11番	河合	茂夫
14番	濱崎	郷廣	17番	古家	育雄

農業委員会事務局出席者

事務局長	細川	英樹
事務局長補佐	岡崎	伸一郎
事務局次長	黒木	弘美
事務局書記	飯尾	祐美

議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	3件	田 畑	2,119 m ² 3,386 m ²
第2号議案	合意解約	2件	田 畑	2,398 m ² 3,386 m ²
第3号議案	農地法第4条許可申請	3件	田 畑	966.28 m ² 131 m ²
第4号議案	農地法第5条許可申請	6件	田 畑	3,470 m ² m ²
第5号議案	非農地証明願	1件	田 畑	56 m ² m ²
第6号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑	m ² m ²
第7号議案	農用地利用集積計画書	1 2件	田 畑	31,105 m ² 10,311 m ²
第8号議案	農地法第5条の規定による 許可後の事業計画変更	4件	田 畑	12,108 m ² m ²
合 計		3 1件	田 畑	52,222.28 m ² 17,214 m ²

平成30年9月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻3分前でございますが、皆様お揃いになりましたので、只今から9月の定例会を開催いたします。

本日も審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計 31件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、井上委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。

また、議案の訂正がございます。議案の4ページをお開きください。第3号議案農地法第4条許可申請 4番の大屋富町字谷の案件です。こちらが取り下げとなりましたので、議案から削除をお願いします。それに伴いまして、議案1ページの目次の第3号議案の4件を3件に訂正願います。それと畑の面積ですが、871㎡のところを131㎡に訂正してください。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

朝から足元の悪い中、ご出席いただきありがとうございます。

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 6番 山下委員さんと7番 松下委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、3番 三木委員さん、4番 川田委員さん、5番 吉田委員さんと私で、昨日の9月19日（水）に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」3件についてご説明いたします。

1番、・・・、面積 1030㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2番、・・・、面積 1089㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

3番、・・・、面積 3,386㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件3件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状

況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」3件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第2号議案「農地法第18条 合意解約」2件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、第2号議案「農地法第18条合意解約」2件についてご説明いたします。
1番、・・・、面積3,386㎡。【議案読み上げ】
本件は第1号議案 3番と関連しています。

2番、・・・、面積2,398㎡。【議案読み上げ】
以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案「農地法第18条 合意解約」2件について、1番については木下委員さんが関係者ということで審議中は退室していただくこととなります。

まずは、1番について、審議を行いますので、木下委員さん退室をお願いいたします。

(木下委員 退室)

会長職務代理 1番について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理 続いて、2番について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

穴吹委員 解約理由が耕作不便となっておりますが、この後はどうする予定なのですか。耕作放棄地になるのでしょうか。

事務局書記 農地機構に確認しましたところ、土壌が耕作に適さないものだったための解約ということにして、そのままその土地は所有者にもどるだけで、(所有者が希望していないため)農地機構がこれから借手を探すということはないそうです。

村井委員 泥濘地で稲作はできるが、他の作物はできないのであれば、その土地に合う作物を作る耕作者を探さなくてはならない。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条 合意解約」2件を受理し、処理してまいります。

続いて、第3号議案「農地法第4条許可申請」4件を議題に供します。

なお、第3号議案の2番、3番については現地調査を実施しておりますので、3番三木委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

三木委員 それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」2番、3番の現地調査報告をさせていただきます。

2番、・・・、面積79.28㎡。【議案読み上げ】4号議案2番と関連があります
場所は青海神社から北へ約900mに位置しています。

無断転用の有無 有

転用目的 住宅拡張 用地

申請理由 昭和48年に納屋を建築して際、一部が本申請地に及んでしまっていることが判明。そのため無断転用を解消するため。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。農用地からの除外申請については、現時点で県からの事前協議の回答で異議なしの段階まで終わっている。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

3番、・・・、面積887㎡。【議案読み上げ】

大束川の東にある 法城寺の北側に位置しています。

無断転用の有無 無

転用目的 太陽光発電設備 用地

申請理由 自然エネルギーの活用および、収益の面から太陽光発電設備を計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 太陽光発電設備設置に必要な経済産業省の設備認定通知書の写しの提

出がある。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま三木委員さんより現地調査の報告がございましたが他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

事務局次長

それでは、第3号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

2番3番につきましては、三木委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・面積 131 m²。【議案読み上げ】

浜街道と県道 16 号高松王越坂出線との三叉路の西に位置。

無断転用の有無 有

転用目的 住宅拡張 車庫 用地

申請理由 平成 10 年に住宅の隣に車庫を建築した際に転用申請がなされていないことが判明。そのため無断転用を解消するため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第4条許可申請」4件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第4条許可申請」4件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第4号議案「農地法第5条許可申請」6件を議題に供します。

なお、第4号議案の2番、4番については現地調査を実施しておりますので、4番川田委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

川田委員

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」2番、4番の現地調査報告をさせていただきます。

2番、・・・、面積 447 m²。【議案読み上げ】

青海神社から北へ約 900mに位置、

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅 用地

申請理由 譲渡人（貸人）と譲受人（借人）は親子であり、現在、一緒に農業を営んでいる。今後も営農していく環境を整えたいと考え、両親宅の近くに分家として自己住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。農用地からの除外申請については、現時点で県からの事前協議の回答で異議なしの段階まで終わっている。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

4番、・・・、面積 923 m²。【議案読み上げ】

大束川に架かる福家橋から南東へ約100mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 駐車場 用地

申請理由 譲受人の事業所は、現在、駐車場が慢性的に不足している状態であった。本申請地は、事業所のすぐ北側に隣接し利用しやすい場所にあるため駐車場として利用しやすいと考えていたところ、今般、所有者との話がまとまったため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま川田委員さんより現地調査の報告がございましたが他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

2番4番につきましては、川田委員さんのご説明どおりです。

1番、・・・、面積 61 m²。【議案読み上げ】

綾川に架かる川尻橋から東へ約250mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 宅地拡張 用地

申請理由 譲受人所有の宅地の進入路および駐車場用地として利用していたところ、この度、売買により名義を変更しようとしたところ農地であることが判明したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

3番、・・・、面積 1,056 m²。【議案読み上げ】

香川県農業協同組合林田支店のすぐ南に位置。

無断転用の有無 無

転用目的 駐車場 用地

申請理由 譲受人である事業所では、駐車場が慢性的に不足している状態である。道路を挟んで、すぐ南側の本申請地は事務所・店舗から近く利用しやすい場所にあるため選定したもの。

周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

5番、・・・、面積 451 m²。【議案読み上げ】

綾川に架かる鴨川新橋から西へ約 180mに位置。

無断転用の有無 無

転用目的 分家住宅 用地

申請理由 譲受人は現在、両親と同居しているが、子供の成長により手狭となったこと、また、実家近くで親が所有する本申請地へ自己住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

6番、・・・、面積 532 m²

鼓岡神社から西へ約 150mに位置。

無断転用の有無 有

転用目的 分家住宅 用地

申請理由 譲受人は現在、両親と同居しているが、子供の成長により手狭となったこと、また、実家近くで親が所有する本申請地へ自己住宅を建築することを計画したため。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出がある。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「農地法第5条許可申請」6件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可申請」6件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第5号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。

なお、第5号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、4番 川田委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

川田委員 それでは、第5号議案「非農地証明願」1番の現地調査報告をさせていただきます。1番、・・・、面積 56㎡。【議案読み上げ】

国道11号線と県道187号 府中・林田線との交差点から西に約400mに位置します。

申請理由 昭和60年頃より、農道として利用しているためです。以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。

ただいま川田委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長 それでは、第5号議案「非農地証明願」1件については、先ほどの川田委員さんのご説明どおりです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第5号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第5号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第7号議案「農用地利用集積計画書」12件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第7号議案 「農用地利用集積計画書」12件についてご説明します。

今月は新規に農地の貸借をする案件が1件、更新が5件、再設定が6件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が3件となっております。

以上、農用地利用集積計画書12件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。以上です。

事務局長 ただいま事務局より説明がありましたが、第7号議案「農用地利用集積計画書」12

件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画書」12件につきまして原案どおり原案通りこれを受理し、処理してまいります。

続いて、第8号議案「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第8号議「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」4件についてご説明いたします。

議案の訂正をお願いします。1番の申請地は加茂町とありますが、江尻町の誤りなので訂正願います。

1番、・・・、面積1,284㎡。【議案読み上げ】

主要地方道高松善通寺線（33号線）と主要地方道高松王越坂出線（16号線）の交差点から西へ約30mに位置。

転用目的 露天駐車場・資材置場 用地

申請理由 転用許可後に造成工事を開始したところ、まとまった降雨後は北側水路が容易に満水状態となり、大雨の際は申請地に水が流入する恐れがあること判明。そのため擁壁を設置し地盤高を上げる必要があると判断したため。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 事前着工のため始末書の提出を指導中

2番、・・・、面積1,065㎡。【議案読み上げ】

市立白峰中学校と道を挟んですぐ北側また主要地方道高松善通寺線（33号線）と主要地方道高松王越坂出線（16号線）にも接して位置。

転用目的 分家住宅 用地

申請理由 工期延長 工期：平成27年3月30日～平成32年3月29日

3番、・・・、面積1,493㎡。【議案読み上げ】

林田出張所から南へ約400mに位置。

転用目的 分譲住宅（5棟）用地

申請理由 店舗として借してほしいとの問い合わせがあり、残り4棟について貸店舗2棟へ変更するため。

4番、・・・、面積8,266㎡。【議案読み上げ】

白峰中学校運動場の道を挟んだ南側約20mに隣接する位置

転用目的 分譲住宅 用地

申請理由 工期延長 工期：平成27年10月23日～平成32年10月22日

以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」4件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

三木委員 1番についてお聞きします。擁壁を設置する前は、法面を土羽固めで処理するということがあったのを、擁壁を設置して地盤高を当初の計画より上げるということですか。

事務局長補佐 はい、そうです。当初はコンクリート擁壁を設置せず、30センチ地盤を上げる予定でしたが、途中で、雨天時の北側に水路の状況を見て（水位が上がる）コンクリート擁壁を設置することになりました、

三木委員 事業計画の変更が必要となったのは、擁壁を設置することなのか、地盤高を当初より上げるからなのか。

事務局長補佐 事業計画の変更は、擁壁を設置することによって、周辺農地への影響について再度土地改良や水利に確認する必要があるからです。この件については計画変更が必要かどうか県に照会をしています。

三木委員 地盤高を30cmくらい計画高より上げれば、計画変更が必要ですか。

事務局長補佐 事務処理要領に書いてある基準を超えたら計画変更が必要になります。それと、周辺農地への影響を考えるようになります。

三木委員 わかりました。それと、4番は分譲住宅の残りは何区画ですか。

事務局長補佐 残り9区画です。

会長職務代理 他に何かありませんか。

各委員 **【異議なし】**の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第8号議案「農地法第5条許可後の事業計画変更申請」につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 農業委員の皆様方、本日机上配布しております、30年度農地利用状況調査および日程調整の裏表の用紙をお配りしております。また、推進委員の皆様には、9月14日付けでご自宅にお送りしています。先日9月3日に開催しました全体会議におきま

して決定いたしました調査の日程を一覧表にしています。早速明日から府中町4区から始まります。大変お忙しいとは思いますが、ご出席いただきまして、農地利用状況調査をお願いいたします。

それと、議案と一緒に送らせていただいています文書の中に、消費税軽減税制度という冊子があります。平成31年10月から、消費税率が8%から10%に変わる予定でございます。農業関係の方は食料品が軽減税率を適用される予定です。小規模の農家さんで100%農協に出されている方は農協で手続きを取っていただければと思いますが、産直でありますとか仕入れがあった場合、インボイスという制度を理解していないと取引から除外される可能性があるかと税務署さんが懸念しておりました。課税業者に該当するのかわからないのか、いろいろ疑問が出てくるかと思われます。皆様も地元の方で、農家の方からご相談を受けるかもしれません。また税務署からいろいろな資料が配布されることになっていますので、その都度周知いたします。疑問がありましたら、事務局にお知らせいただいたら、税務署に問合せ、ご回答いたします。事務局からは以上です。

会長職務代理

それでは、これもちまして9月の定例会を閉会致します。
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時44分終了